

# 必要なアスベスト資格診断

## 【一般建築物石綿含有建材調査者講習】

### Q1. 工事の対象はどっち？

#### 【工作物】

ボイラー  
橋梁  
トンネル  
電気工作物など

#### 【建築物】

戸建て住宅  
集合住宅  
店舗  
ブルなど

対象がどれかにあてはまる？

- 反応槽
- 加熱炉
- 配管設備
- 焼却設備
- ボイラーおよび圧力容器

- 発電設備
- 変電設備
- 配電設備
- 送電設備

B

対象がどれかにあてはまる？

- 煙突
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保温パネル
- 鉄道の駅の地下構造部分の壁及び天井板
- 觀光用エレベーターの昇降路の囲い
- その他の工作物で、塗料、モルタル、コンクリート補修材（シーリング、パテ、接着剤等）の除去等の作業

C

D

A

### Q1. 作業現場での役割は？

労働者の指揮にあたる

E

作業に従事する

F

G

裏面で必要な資格をチェックして

# 必要なアスベスト資格診断

A

C

## 建築物石綿含有建材調査者講習

2023年10月1日着工の工事から取得が義務化されました。建築物のアスベスト調査を行うための資格取得講習です。建築物石綿含有建材調査者講習は「一戸建て」を含みます。

B

C

E

当社では講習していません。

B、Cは工作物石綿事前調査者講習  
Eは石綿作業主任者技能講習

F

## 石綿取り扱い作業従事者特別教育

アスベストを取り扱い作業を行う従事者には、特別教育の修了者を就かせることができます。

D

G

Dは、事前調査関係の資格は必要なし。  
Gは、石綿作業関係の資格は必要なし。